

東京清掃決起集会開催、区長会に対し、 夏季一時金に対する要請を行った！

5月15日、13時30分より、SKホールにおいて、「特別区人事委員会による夏季一時金減額勧告」に反対する東京清掃決起集会が開催されました。また、平行して行なわれた区長会総会に対し、夏季一時金の削減は到底認められないとする要請を行なってきたところです。

わが組合からの要請に対し、区長会会長からは、「臨時勧告がなされたことの意義を真摯に受け止めるとともに、勧告の取り扱いにつきましては、これを尊重する姿勢で、速やかに結論が得られるよう検討を進めてまいります。」との発言があり、あくまでも人事委員会勧告を尊重する立場での提案を行うことを示唆するものでした。

独自の調査を全く行うことなく、人事院の不当な勧告をそのまま流用した特別区人事委員会、また、それを尊重するとした区長会の態度は断固認められません。

18日には団体交渉が予定されており、具体的な交渉に入ることとなります。夏季一時金の基準日は6月1日であることから、限りある時間のなかではありますが、不当な一時金削減断固撤回に向け、全組合員の総力を挙げ闘っていきましょう。

不当な一時金削減は断固許さないぞ！

「特別区人員委員会による夏季一時金減額勧告に断固反対する東京清掃決起集会」は、約 130 名の組合員の参加により、開催がされました。

冒頭、西川中央執行委員長より、他団体の一時金を巡る状況を踏まえた挨拶を受け、早速、区長会総会に対する要請団を送り出しました。要請は、西川委員長を先頭に、金子副委員長、金澤副委員長、大島書記長、染書記次長、大和田賃金部長の 6 名で行なってきたところです。

要請と平行して行われた集会では、野崎共闘部長から、人事院の臨時勧告がされるに至った背景や、この間の春闘状況を踏まえた経過、また、今後の交渉予定等が報告され、更に、参加者を代表し、森世田谷総支部委員長、小林一組総支部執行委員、星野青年部副部長の 3 名から、力強い決意表明がされました。



要請団報告では、区長会会長から、「特別区を取り巻く環境が極めて厳しいなか、職員の給与水準等については、これまで以上に区民に対する説明責任が求められている。」、「現下の厳しい社会・経済状況を踏まえ、清掃労組の皆さんには、ぜひご理解をいただきたい。」との発言がされ、我々の切実な要請を何ら汲み入れることなく、「勧告を尊重する」ことのみをあらためて示すものであったことが報告されました。

我々の置かれた状況は極めて厳しいものがありますが、集会の最後に、「特別区人事委員会による夏季一時金削減勧告に断固反対し全組合員の総力で闘い抜く決議」が採択され、さらに西川委員長の団結がんばろうにより、当局の不当な攻撃に屈することなく闘いを展開していくことが参加者全員により意思統一されたところです。



人事院が、政治的圧力を背景に、異例の調査、勧告に至ったことは、労働基本権制限の代償機関としての機能と役割を放棄することであり、極めて遺憾なものであります。

また、特別区人事委員会が、独自の調査を行っていないにも関わらず、人事院の特例措置をそのまま流用し、勧告を行ったことは、公平・公正な第三者機関としての責務を放棄するものであり、厳しく糾弾されるべきものです。

区長会は、「勧告を尊重する姿勢で速やかに検討を行ってまいります。」としていることから、勧告どおりの提案が示されることが残念ながら想定されます。しかし、これは、我々労働者の生活を何ら省みることのない、極めて不当なものであり、決して許すことのできないものです。

来週早々には団体交渉、専門委員会交渉が行われ、区長会からの具体的な提案が示される予定です。各区における議会日程等を踏まえれば、残念ながら我々が闘う時間は極めて限られているのが実態です。しかし、そのことを理由に当局の不当な提案に屈する訳にはいきません。一時金削減撤回に向け総力を挙げて交渉に臨んでいきます。各支部において、情報の共有化、意思統一を行っていただき、本部・地連・支部を貫き、全組合員の総力を結集し、闘いを進めましょう。

2009年5月15日

特別区長会会長
多田 正見 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長
西川 卓吾

要 請

日頃、特別区政発展と職員の処遇改善のためご尽力されている貴職に改めて敬意を表します。

特別区人事委員会は、5月11日、夏季一時金に関して勧告を行いました。

勧告では、特別区職員の夏季一時金支給について、「人事院においては…特別調査を実施し、その結果を踏まえ…特例措置について勧告を行った」とし、「国や他団体との均衡を図る観点から…特例的な措置が必要と判断し」人事院と同様に実質的に0.2月減額するとしましたが、「勧告」のどこにも具体的には、記述されておられません。

特別区人事委員会が異例の勧告を行った背景には、政府与党や総務省の圧力により人事院が特別調査を実施した事実があることは明白です。今回の勧告は、こうして得られた結果に過ぎない内容でしかない人事院勧告内容をそのまま流用したに過ぎません。

このことは、公平・公正な第三者機関としての特別区人事委員会の存在を放棄することになりかねないものです。人事委員会制度そのものを人事委員会

自らが否定することに繋がるものであると私どもは危惧します。

夏季一時金支給に関わり特別区人事委員会独自の臨時調査実施の有無、及び実施する場合の精確性・信頼性をどのように担保するのか等について、私どもは、4月22日に特別区人事委員会に対し緊急の申入れを行ってきました。結果として、特別区人事委員会独自の調査は実施されませんでした。しかし、人事院による「特別」調査結果なるものを踏まえた勧告を流用し、特別区の勧告としたものです。

人事院による今回の特別調査の対象となった企業（事業所）数は2,700社であり、昨年の通常調査対象企業（事業所）数の4分の1にも達していません。調査の内容は昨年の支給実績及び今年の夏季一時金の支給額ですが、今年の夏季一時金はまだ支給されていません。そればかりか、調査対象企業（事業所）全体の従業員の約8割は支給額さえ未定となっていることが明らかにされています。

今回の調査で回答を寄せた企業（事業所）数は、約2,000社で、その内、夏季一時金について決定したとする企業（事業所）数は、約340社です。企業割合にして僅か14%程度に過ぎません。また、回答を寄せた企業（事業所）を産業別に減少率を見ると、製造業の減少率が一番大きく、製造業を除く産業全体で見ると約6%の減少率にとどまっています。

人事院は今回の特別調査について、「短期間のうちに通常の職種別民間給与実態調査とは異なる抽出方

法を用い、支給実績ではなく支給額の伸び率の把握を、実地調査ではなく通信調査で行ったものです。従って、今回の調査結果には、支給実績調査と伸び率調査の違いによる調査結果の相違や、通信調査に伴うデータ確保の精確性等の不確定要素がある」としています。また、「決定済企業の従業員数は、全体の20%にとどまっており、かつ、製造業従業員のウエイトが高いため、決定済企業の従業員ベースの夏季一時金の減少率（14.9%）は直ちに全産業を代表するものとはいえない」と人事院自らが今回の特別調査では全体の状況を精確に把握することはできないと認めています。

公務員賃金は民間企業従業員賃金の指標になっている実態もあります。今回、夏季一時金がいかなる理由にせよ一部でも凍結されれば、夏季一時金について未だ労使合意がされていない多数の企業の労働者に対しても大きな悪い影響を与えるばかりでなく、冷え込んだ日本経済に与える影響は図り知れないこととなります。

最後に、現業系職員に関して申し上げます。

現業系職員の給料表水準が一昨年大幅に引下げられました。更に、今回は極めて不精確で信頼性もまったくない調査結果に基づき、特例的な措置とはいえ夏季一時金が削減されれば、職務に対する職員のモチベーションはますます無くなってしまいます。夏季一時金の削減は到底認められないと強く申し上げます。

以上

平成21年5月15日

清掃労組要請に対する会長発言

ただいま、委員長から、今回の人事委員会勧告につきまして、要請がございました。

今回の勧告は極めて異例なものでありますが、本年の民間企業における夏季一時金の決定状況が、昨年に比べて大幅なマイナスとなっていることや、人事院が国家公務員の期末手当等の一部について支給を凍結するよう、特例措置の勧告を行っていることを踏まえたものとされています。

区長会といたしましては、今回、いわゆる臨時勧告がなされたことの意義を真摯に受け止めるとともに、勧告の取り扱いにつきましては、これを尊重する姿勢で、速やかに結論が得られるよう検討を進めてまいります。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした急速な景気後退により、特別区にも様々な影響が及んでおりますが、現在、各特別区では区民の暮らしを守り、地域経済を支えるため、総力を挙げて緊急経済対策等に取り組んでいるところであります。

このように特別区を取り巻く環境が極めて厳しいなか、職員の給与水準等については、これまで以上に区民に対する説明責任が求められています。

こうした職員の勤務条件については、社会一般の情勢に適応し、時機を失することなく適切に対処していくことが、区民の区政に対する信頼を確保するうえで、極めて重要であると考えております。

現下の厳しい社会・経済状況を踏まえ、清掃労組の皆さんには、ただ今申し上げたことについてぜひご理解をいただきたいと思っております。

私からは、以上です。

「特別区人事委員会による夏季一時金減額勧告」に断固反対し、全組合員の総力で闘いぬく決議(案)

5月11日、特別区人事委員会は、「本年の民間企業における夏季一時金の決定状況は、春闘結果などにおいても大変厳しいものとなっており、昨年に比べて大幅なマイナスであり、異例な事態となっている。」また、「人事院は、民間の状況について特別調査を実施し、その結果を踏まえ、国家公務員の一般職の職員に6月に支給する一時金に関する特例措置について勧告を行ったところである。」とのことを根拠に、「このような社会情勢に適応する必要があること及び国や他団体等の均衡を図る観点から、特別区職員においても特例的な措置が必要と判断した。」とし、特別区人事委員会独自の調査もおこなわず、特別区区長会と議長会に対して、人事院勧告を流用した「2009年度夏季一時金の減額勧告」を行った。

勧告は、特例措置として特別区職員の2009年度夏季一時金を0.2月減額し1.9月、再任用職員は0.1月減額し、0.975月とする不当な内容である。

勧告を受けた区長会は、「極めて異例なものであるが、景気の急速な悪化にともない民間企業の夏季一時金が大幅に減少することがうかがわれることから、社会一般の情勢に適応する適当な措置を講ずる必要があるとの判断によるものと受け止めている」として、本勧告の取扱いについては、「勧告の趣旨を尊重する姿勢で速やかに検討を行っていく。」とする区長会会長コメントを発表した。

中立・公平な第三者機関である特別区人事委員会は、民間企業において実際に支払われた月例給や一時金を精確に調査し、特別区職員との給与較差を埋める勧告を行い、労働基本権制約の代償措置としての機能を果たしてきた。民間の一時金水準は世界的な金融危機による、かつてない不況の影響を受けて水準低下しているが、民間準拠の原則の下、秋の人事委員会勧告で対応すべきものである。

わが組合は、特別区人事委員会独自の臨時調査の有無や精確性・信頼性について緊急に申入れも行った。独自の調査は実施されなかったにも関わらず、人事院勧告をそのまま流用し勧告を行ったことは、特別区人事委員会が中立・公平な第三者機関としての自立性、主体性を放棄しているのは明らかであり、厳しく糾弾されるべきものである。

今回の勧告により一時金が減額されれば、首都東京における清掃労働者の生活は、一昨年の現業賃金改悪とあわせ困窮化の一途をたどると同時に、未だ09春闘が労使合意されていない多くの労働者に悪影響を与えることは明白である。

区長会は、こうした特別区人事委員会の不当勧告に左右されることなく、本日の要請に真摯に応えるとともに、08確定闘争妥結結果を踏まえ「2009年度夏季一時金」を支給することを強く求めるものである。

以上、決議する。

2009年5月15日

「特別区人事委員会による夏季一時金減額勧告」
に断固反対する東京清掃決起集会